

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			建物	家庭用財産	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。</li> <li>「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。</li> <li>「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。</li> </ul>
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえて適用します。

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡あたり）

	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
北海道	172	151	179	209	滋賀	161	212	207	222
青森	161	286	288	205	京都	170	290	240	237
岩手	176	241	256	205	大阪	159	127	233	226
宮城	171	259	258	225	兵庫	167	208	233	230
秋田	165	—	209	208	奈良	161	156	177	222
山形	170	22	252	161	和歌山	162	176	157	229
福島	174	199	261	218	鳥取	177	—	194	202
茨城	168	189	215	210	島根	173	—	219	182
栃木	166	165	244	209	岡山	181	18	203	221
群馬	168	186	235	210	広島	169	176	220	227
埼玉	162	228	264	240	山口	171	—	222	230
千葉	170	427	248	230	徳島	162	—	196	187
東京	177	272	312	285	香川	175	201	200	199
神奈川	167	270	274	255	愛媛	167	12	163	204
新潟	175	209	187	201	高知	176	—	189	213
富山	175	143	278	193	福岡	163	192	200	216
石川	170	—	207	239	佐賀	162	—	217	199
福井	167	—	211	236	長崎	165	333	209	217
山梨	180	—	259	230	熊本	167	135	201	212
長野	186	244	248	222	大分	162	254	183	226
岐阜	169	319	215	235	宮崎	153	—	206	184
静岡	176	235	228	238	鹿児島	165	272	190	194
愛知	175	211	234	241	沖縄	192	190	205	250
三重	183	—	191	237	全国平均	170	235	245	234

(注) 上記の表のうち、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を適用することができます。

**別表3 家族構成別家庭用財産評価額**

世帯主の年齢	夫婦	独身
～ 29 歳	500 万円	300 万円
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

**参考(償却費相当額について)**

「償却費相当額」は、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第85条《非事業用資産の減価の額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に1.5を乗じた年数(1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。)に対応する旧定額法の償却率になります。

**【例】建物の場合**

《非業務用建物(居住用)の計算方法》

$$\text{建物の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}^{\ast 1} = \text{償却費相当額}^{\ast 2}$$

※1 「経過年数」の6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

※2 建物の取得価額の95%を限度とします。

《非業務用建物(居住用)の償却率》

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	鉄骨造	
				金属造① <sup>※3</sup>	金属造② <sup>※4</sup>
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

※3 「金属造①」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

※4 「金属造②」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

**ご案内**

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください(住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。)
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。